

平成 27 年度定期監査(1)監査結果報告書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項および第 4 項の規定により、平成 27 年度定期監査(1)を下記のとおり実施したので、同条第 9 項の規定に基づき監査の結果に関する報告を提出する。

なお、田中ひでかつ前監査委員および田代孝海前監査委員が本監査の執行に関与し、笠原こうぞう監査委員および齊藤静夫監査委員が本監査の結果決定の合議に関与した。

記

1 監査の概要

(1) 監査の実施時期

平成 27 年 4 月 14 日から同年 5 月 7 日までの間において実日数 8 日間

(2) 監査の方針

今回の監査は、平成 27 年度練馬区監査基本計画に基づき、平成 26 年度の事務事業について、法令等に基づき適正に行われているか、経済性、効率性および有効性の観点から適切に執行されているかを検証した。

施設を管理する所管課においては、施設管理マニュアル等に基づき適切な施設管理が行われているか、利用者の安全確保が図られているか、消防関連の文書管理や訓練は適正に実施されているか等を検証した。

公金および準公金を管理する所管課においては、現金・預金が適正に管理されているか、会計事務の自己点検が適切に実施されているか等を検証した。

補助金交付、業務委託、指定管理者による管理を行っている所管課においては、補助金交付等が所定の要件に適合しているか、履行確認が適切に行われているか等を検証した。

(3) 監査の視点

現金（収納金、資金前渡金等）、郵券等の金券類の保管および取扱いが適正に行われているか、予算の執行が計画的かつ効率的に行われているか、契約事務が規則等に従い適正に行われているか、業務委託等が仕様書等に基づき行われ、その履行確認も十分に行われているか、補助金等の履行確認が実績報告書等により適切に行われているか、非常勤職員等の勤務管理が適切に行われているか、行政財産および物品の管理が適正な事務処理のもとに行われているか、それらが有効に活用されているか、歳入の確保に向けた取組が行われているか、「練馬区施設管理マニュアル（平成 22 年 11 月総務部施設管理課）」に基づいた施設管理が行われているかを主眼として監査を実施した。

さらに、以下を重点項目として監査を実施した。

防火管理者に異動があった所管課においては、空白期間の解消に取り組んでいるか。また、消防計画に基づいた消防訓練が実施され、必要な事務処理や文書管理が適正に行われているか。

指定管理者による管理を行っている所管課においては、協定書に記載された業務内容が適切に実施され、その履行確認が適切に行われているか。

準公金について、「練馬区準公金管理ガイドライン（平成 25 年 11 月 21 日付け 25 練会第 434 号）」に基づき、現金・預金が適正に管理され、自己検査が行われているか。

契約事務において、一般的な注意事項（複数社からの見積書徴取等）に加え、「課長契約（工事）における分割発注等の再発防止取組方針（平成 22 年 1 月 27 日付け 21 練総経第 1029 号別添）」および「課長契約事務の適正な執行について（平成 24 年 6 月 26 日付け 24 練総経第 261 号）」が遵守されているか。

(4) 監査対象部課等

ア 区長室

(ア) 広聴広報課

(イ) 秘書課

イ 企画部

(ア) 企画課

(イ) 財政課

ウ 区政改革担当部

(ア) 区政改革担当課

エ 危機管理室

(ア) 危機管理課

(イ) 防災計画課（以下の施設を含む。）

・田柄町水道利用組合（1号）

・春日町備蓄倉庫

(ウ) 区民防災課（以下の施設を含む。）

・防災学習センター

オ 総務部

(ア) 総務課

(イ) 技術監理調整課

(ウ) 国際・都市交流課

(エ) 文書法務課

(オ) 情報公開課

(カ) 職員課

- (キ) 人材育成課
- (ク) 経理用地課
- (ケ) 人権・男女共同参画課
- (コ) 施設管理課
- カ 会計管理室
- キ 監査事務局

- 2 監査の結果
適正に行われていた。